第　7

安全運転管理者等の選任状況等

第７　安全運転管理者等の選任状況等

１　制度の概要

安全運転管理者制度とは、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を事業所における安全運転管理の中核として、安全運転の推進を図り、交通事故防止の体制を確立しようとするものです。

事業主は、一定台数以上の自動車を使用する場合は、その台数に応じ法令で定められた要件を備えた安全運転管理者等を選任し、公安委員会が行う「安全運転管理者等に対する講習」を受講させる義務があります。

２　安全運転管理者等の選任基準

(1)　一般事業所‥‥自動車の使用の本拠ごとに選任

<table>
<tr><th colspan="2">安全運転管理者の選任</th><th colspan="2">副安全運転管理者の選任</th></tr>
<tr><td>車両５台以上
 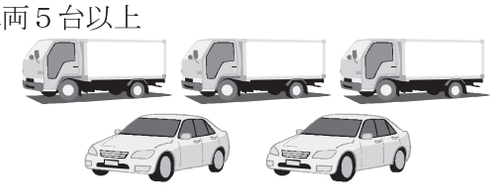 </td><td>人数</td><td>20 台以上(※ 20 台ごとに１人選任する)</td><td>人数</td></tr>
<tr><td rowspan="3">乗車定員 11 人以上の車両１台以上
 </td><td rowspan="5">１人</td><td rowspan="2"> 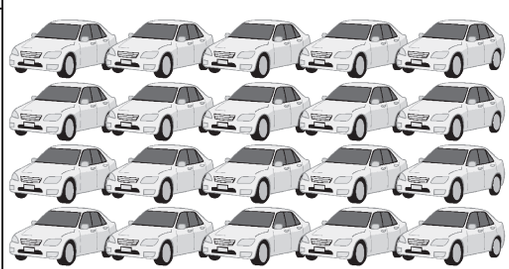
自動車２０台～３９台</td><td rowspan="2">１人</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td>自動二輪車 10 台以上（※原付車を除く）
 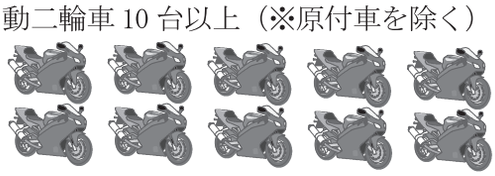 </td><td>自動車４０台～５９台</td><td>２人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（※　１台を 0.5 台として計算）</td><td>自動車６０台～７９台</td><td>３人</td></tr>
<tr><td>自動車８０台～９９台</td><td>４人</td></tr>
<tr><td></td><td>自動車１００台～１１９台</td><td>５人</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">以下２０台ごとに１人選任する</td></tr>
</table>

(2)　自動車運転代行業者‥‥自動車運転代行業の営業所ごとに選任

<table>
<tr><th colspan="2">安全運転管理者の選任</th><th colspan="2">副安全運転管理者の選任</th></tr>
<tr><td>随伴自動車１台以上
 </td><td>人数</td><td>随伴自動車１０台以上</td><td>人数</td></tr>
<tr><td>１人</td><td>
以下１０台ごとに１人選任</td><td>１人</td></tr>
</table>

3　安全運転管理者の資格要件

	安全運転管理者	副安全運転管理者
年齢	２０歳以上の者 ただし、副安全運転管理者を選任しなければならない場合は30歳以上の者	２０歳以上の者
経験	・　自動車の運転管理に関して２年以上の実務経験を有する者 ・　自動車の運転の管理に関して、上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者	・　自動車の運転管理に関して１年以上の実務経験を有する者 ・　３年以上の自動車の運転経験期間を有する者 ・　自動車の運転の管理に関して、上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者
欠格要件	○　公安委員会より安全運転管理者等を解任されて２年を経過していない者 ○　次の違反をしてから２年を経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、救護義務違反、自動車の使用制限命令違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び依頼・要求して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為 ○　次の違反を下命・容認してから２年を経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、過労・麻薬等運転、無免許運転、最高速度違反運転、大型自動車等の無資格運転、積載制限違反運転、車両の放置駐車	

4　選任・解任の届出

安全運転管理者・副安全運転管理者を選任（解任）したときは、その日から15日以内に公安委員会（事業所の所在地を管轄する警察署）に届出なければなりません。

表　1　　安全運転管理者等を置く事業所等

区分 / 年別	一般の本拠数	安全運転管理者数	副安全運転管理者数	使用自動車台数	専従運転者数	自衛隊の本拠数
平成27年12月末現在	2,945	2,945	745	37,093	61,216	34
平成26年12月末現在	2,912	2,912	719	36,154	58,877	34
増減数	33	33	26	939	2,339	0
増減率	1.1	1.1	3.6	2.6	3.97	0.0

表　2　　安全運転管理者等を置く事業者等の業種別状況

業種別 / 区分	官公署	公社公団等	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	卸小売業	不動産業	金融保険業	運輸業	電気ガス業	通信業	サービス業	その他	合計
事業所等の数	291	68	7	0	4	6	388	231	305	11	62	35	81	52	1,177	227	2,945
安全運転管理者数	291	68	7	0	4	6	388	231	305	11	62	35	81	52	1,177	227	2,945
副安全運転管理者数	139	7	0	0	0	0	117	63	115	5	16	20	32	22	147	62	745
使用自動車台数	5,108	668	67	0	33	81	6,241	3,683	5,540	194	813	687	1,444	1,305	8,348	2,931	37,143
専従運転者数	14,205	2,132	112	0	93	110	8,133	4,480	6,513	317	1,211	1,694	1,772	1,940	13,606	4,898	61,216

表　3　　安全運転管理者の資格要件

安全運転管理者数			20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	運転管理二年以上	教習修了者運転管理一年以上	認定を認めた者
2,945 人	内訳	年齢別	27 人	323 人	949 人	1102 人	544 人			
		職務上の地位	使用者	課長以上	係長	主任	その他	433 人	30 人	2,482 人
			646 人	1,718 人	121 人	168 人	292 人			

表　4　　副安全運転管理者の資格要件

副安全運転管理者数			20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	運転管理一年以上	運転経験三年以上	認定を受けた者
745 人	内訳	年齢別	26 人	118 人	288 人	261 人	52 人			
		職務上の地位	使用者	課長以上	係長	主任	その他	44 人	642 人	59 人
			1 人	373 人	145 人	91 人	135 人			

表　5　　安全運転管理者協議会組織の結成状況

組織の名称	財団・社団任意の別	地域組織数	事業所数	安全運転管理者数	副安全運転管理者数	使用自動車台数	備　考
安全運転管理委員会	任意	14	2,945	2,945	745	37,093	
協議組織内の事業所等数と未加入事業所等数の比較	総数		2,945	2,945	745	37,093	
	未加入者数		0	0	0	0	
	比率		－	－	－	－	

表　6　　安全運転管理者等を置く事業者等の規模状況

区分＼台数	5台未満 定員11人以上 の自動車1台	5台以上 20台未満	20台以上 60台未満	60台以上 100台未満	100台以上 140台未満	140台以上 180台未満	180台以上 220台未満	220台以上	計
事業所等の数	840	1,571	478	47	5	3	0	1	2,945
安全運転管理者	840	1,571	478	47	5	3	0	1	2,945
副安全運転管理者		42	510	140	30	12	0	11	745
使用自動車台数	1,332	15,909	15,070	3,473	562	511	0	236	37,093
専従運転者数	4,073	28,135	22,246	5,871	464	355	0	72	61,216

注　代行5台未満を含む

表　7　　安全運転管理者等の選任・解任状況

区分	総数	選任数	解任数	総数に対する割合	
				選任	解任
安全運転管理者数	2,945	253	238	8.6%	8.1%
副安全運転管理者数	745	92	79	12.3%	10.6%